

# 支庁の風

東京都ホームページ: <http://www.metro.tokyo.jp>  
八丈支庁ホームページ: <http://www.soumu.metro.tokyo.jp/09hatijou/index.htm>

平成17年9月1日<隔月>  
支庁広報 第27号

発行所  
東京都八丈支庁総務課  
〒100-1492

八丈島八丈町大賀郷2466-2

Tel:04996-2-1111 Fax:04996-2-3601

Mail:S0000048@section.metro.tokyo.jp

## 観光活性化戦略

### いよいよスタート!!

都では、低迷している島しょ地域の観光産業を活性化するため、新たに「島しょ観光産業活性化事業」を実施します。この事業の対象に、観光産業の再生に意欲的な八丈町と神津島村が選ばれました。

事業の内容は、観光関連産業の専門家「活性化戦略プロデューサー」を、島に延べ1ヶ月程度派遣して、現状の観光産業を徹底的に見直すとともに、滞在型観光による島の活性化戦略を企画・提案し、その実現に向けた支援を行います。

観光活性化戦略とは、①島の観光目標（観光のあり方と客層）の設定、②体験メニューの創出、③現在の観光産業形態の見直しと改善が主なものです。

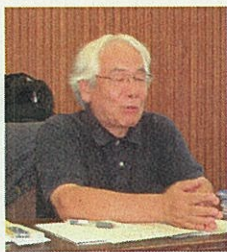
事業スケジュールは、①9月上旬から現地調査、ワークショップの実施、②10月中旬までに戦略を企画し提示、③来年早々に滞在メニュー体験ツアーを開催し、商品のPRや検証を行います。

また、これにあわせて④DVDの作成・配布、ホームページ「東京アイランド・ドット・コム」(<http://www.tokyo-islands.com/>)

による島の観光関連情報の積極的な発信、⑤年度末までに課題を整理し、報告書の提出を予定しています。

八丈支庁では、この事業によって八丈町の観光振興事業がより効果的なものとなり、年間を通じて観光客が来島する魅力ある観光地の形成に結実することを期待しています。そのためには、観光協会をはじめ関係団体だけでなく、町民の皆さん挙げての取り組みが必要と考えています。

観光活性化戦略の鍵をにぎる活性化戦略プロデューサー・松村潤之介さんをご紹介します。



松村潤之介 氏

現地調査等で、島内のいろいろな場所でお会いすると、思いですが、その際にはご協力をお願いいたします。

産業課商工係

TEL 211-1113

## 『第29回牛祭り』と産業振興



和牛共進会



牛さんと記念写真

今年も8月10日に開催された青ヶ島の牛祭り。青ヶ島では、青と原料のさつまいも、ひんぎや耐の生産のほか、花き園芸品も年々生産量が増え、祭りの品評会では、数多くの力作や優良作品が出品されました。

今後の課題として、更なる生産技術の向上、生産基盤の整備と充実、産業界の連携強化等が挙げられますが、村では、今後、防風防霜ネットの整備やかんがい施設の増設等に取り組み、生産向上を目指してまいります。

村民全員による手作りの牛祭りは、前夜祭のアトラクションから最後を締めくくる島踊りまで、大盛況のうちに幕を閉じました。日本一小さな村で行われたお祭り、日本一の団結力とパワー、産業振興への熱い思いを感じました。

産業課

TEL 211-1113

### 衆議院議員選挙 投票日 9月11日(日) 午前7時～午後8時

○選挙当日に投票できない方は、事前に期日前投票を行ってください。  
○期日前投票は、八丈町役場と青ヶ島村役場にて、9月10日(土)までの間、午前8時30分から午後8時まで受け付けています。詳しくは、町役場又は村役場にお問い合わせください。町役場2-1121、村役場9-0111

## ケーソン据付が無事終了

八丈島の各港に防波堤を整備するため、「ケーソン」と呼ばれる鉄筋コンクリートの大きな箱を東京港から運び、据え付けています。(本誌16年7月号に掲載)

今年、八重根港に2函、八重根

漁港に1函、洞輪沢漁港に1函の合計4函のケーソンを据え付けました。八重根港の1函目は6月26日、洞



東京港から八丈島へ

輪沢漁港は7月12日、八重根漁港は8月3日、八重根港の2函目は8月9日に終わりました。

据付工事は、波の穏やかな6月から7月までに行いますが、今年



幅27.5m×23.0m  
高さ18.0m  
重量5,270トン

は台風6、7号の影響により、八重根漁港と八重根港のケーソン据付が遅れました。しかし、周



据付中

完了しました。また、多くの方に、工事のことをもっと理解していただきたく、見

学場所にケーソンの形や大きさを示した看板を

掲示しました。皆さんの生活と港湾施設の関わりを知っていただくため、今後もこう

した取組を行っています。引き続き、港湾工事へのご理解とご協力を



無事、据付完了

## 高圧ガス関係試験のご案内

高圧ガス製造保安責任者、同販売主任者及び液化石油ガス設備士の国家試験を行います。

- 試験日：11月13日(日)
- 試験場所：八丈支庁3階会議室
- 願書受付：9月9日(金)まで
- 受験願書の配布場所：産業課商工係(2階)  
TEL 2-1113

## 個人住民税の徴収率向上に

### 向けた取組

昨年度に引き続き、6月30日と7月1日の2日間、滞納整理の実務研修会が支庁会議室で実施されました。この研修会は、八丈町と青ヶ島村の職員を対象に、都主税局が主催するものです。

個人都民税と個人市町村民税をあわせ、一般に「個人住民税」と呼ばれる税は、各区市町村が課税徴収しています。区市町村の取組が都税の歳入に大きく影響するため、都主税局では、昨年から個人都民税対策室を設置し、区市町村への直接・間接支援を行っています。今回の研修も、その一環として行われました。

八丈町からは、税務部門だけでなく、使用料や保険料の徴収を行う水道や住宅部門からも多数の職員が出席しました。初日には、滞納整理の実務の講義、2日目には、個別案件の具体的な相談会が行われました。徴収事務は地味ですが、町村の行政運営の根幹を成すものです。町と村の職員は、研修会等で専門性を高め、地道に徴収事務に取り組んでいます。

支庁税務係では、町村の徴収率向上に向けた取組を支援しています。総務課税務係 TEL 2-1111

## 羽田高校が修学旅行で

### 八丈島にやってきました

9月26日(月)から30日(金)まで、羽田高校の生徒たちが体験学習を兼ねた修学旅行のため八丈島に滞在します。野外キャンプをしながら漁業や農業、畜産体験をする予定です。どこかで見かけましたら、励ましの言葉をかけてください。

教育庁八丈出張所では、八丈島で実施される体験学習を支援しています。思い出に残る充実した体験学習の場を提供できるよう、お手伝いしています。

## 映写機講習修了者以外の方にも16ミリフィルムを貸し出します

教育庁八丈出張所では、16ミリ映画フィルムの貸し出しを行っています。これまでは、映写機講習の修了者に限り、フィルムと映写機の貸し出しを行ってききましたが、修了者以外の方への貸し出しも行うようになりました。

フィルム保護のため、講習を修了されていない方や映写に自信がない方には、操作方法を練習してから貸し出しますので、ご希望の方はお気軽に相談ください。教育庁八丈出張所 TEL 2-1111

# ロベ産地活性化プロジェクト

(経過報告)

フェニックス・ロベレニーの施設化による効果を実証するため、16年度に大賀郷・榎立・末吉でモデル的にネットハウスを設置しました。

施設化を図ることで霜や季節風による被害の回避や、年間の収穫枚数と品質が向上すると言

われていますが、実際にどの程度差が生じるのか設置農家に協力していただき、調査を進めています。

本号では、農林水産総合センター八丈事業

所が行ってきた温度・風速の観測調査について、経過を報告します。

観測調査は現在も行われています



ハウス内の観測機器

が、5月14日から7月4日までの52日間を見ると、風速は、表のとおり期間を通じた平均値で、屋外に比べハウス内の方が50%も少なくなるデータが得られ、瞬間最大風速も約40%減少し、ハウスの減風効果が非常に大きいことが分かりました。

また、平均温度は、屋外に比べハウス内の方が若干高く、図のとおり1日の温度変化を見ても、日中にハウス内の方が高く推移しているデータが得られました。このことから、ハウスは春から夏にかけて生育促進に寄与する可能性もあることも分かりました。9月からは、切葉としての調査(葉先の調整作業の時間や品質、出荷枚数)などを随時行います。

ネットハウス	温度(°C)	風速(m/s)	瞬間最大風速(m/s)
期間平均	21.4	0.6	2.8
期間最高	30.7	3.1	8.0
期間最低	12.0	0.0	0.0

対照区(屋外)	温度(°C)	風速(m/s)	瞬間最大風速(m/s)
期間平均	21.3	1.2	4.6
期間最高	30.2	4.5	12.5
期間最低	11.8	0.0	0.0

※ 風速についてはいずれも1時間値である

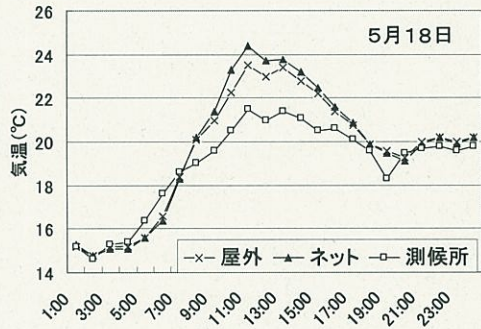


図 気温の日変化(5/18)  
(測候所データは参考まで)

今後は、農家のご意見や調査結果をもとに、品質向上等の効果を紹介し、施設化を推進するためのパンフレットを作成するなど、普及啓発を行っていきます。  
産業課農務係  
TEL 二一一一三

# こんにちは、八高です!

★進路活動頑張っています

三年生にとつて正念場の秋がやってきました。近年、導入されたAO入試(小論文や面接など)により、既に7月から大学・短大入試が始まっています。専門学校の推薦入試の願書受付は10月、民間企業の就職試験(統一選考)は9月16日、公務員試験も9月から始まります。ご支援をお願いします。

★八高祭(文化祭)にいらっしやいませんか!  
展示・演劇・吹奏楽・合唱・ダンス・青春短歌(全生徒の作品を展示)・お茶会など、今年の八高祭は盛りだくさんです。日頃の活動の成果を是非ご覧ください。皆様のご来場を心よりお待ちしております。

9月24日(土) 校内発表  
9月25日(日) 一般公開  
午前9時〜午後3時30分  
★農業鑑定競技会に出場します  
園芸科二年の小栗竜君が、10月26・27日に岐阜で行われる日本学校農業クラブ全国大会に園芸科代表として出場します。これは、農業の教科学習で得た知識と技術の中から、実物を見ながら鑑定や判定・計算などの出題(40題)に答える競技です。応援してください!

★八高図書館一般公開中、ご利用ください  
毎週日曜日(学校行事日を除く)  
午後1時30分〜3時30分  
★都立八丈高校 TEL 二一一一八(全日制) 小野寺、定時制(信岡)

# 東京文化財ウィーク

今年も東京文化財ウィークが始まります。

★企画事業期間  
10月1日(土)〜11月30日(水)  
★公開事業期間  
11月3日(祝・木)〜13日(日)

企画事業は、町村等が中心になつて文化財めぐりや展示などを行うもので、公開事業は文化財所有者が中心となつて実施するものです。

今年、八丈町教育委員会が企画事業に参加します。「歴史で遊ぶ」では、歴史民俗資料館を見学しながらクイズに答えます。  
詳しくは、八丈町教育委員会  
(TEL 二一〇七九七) 又は教育庁八丈出張所にお問い合わせください。  
教育庁八丈出張所 TEL 二一〇七四二



## 調理講習会を開催

毎年、地産地消の取組の一つとして、保育園・八丈町給食センター・八丈高校の給食関係者を対象に、島の食材を使った調理講習会を実施しています。



試食会

今年も、8月10日(水)に次の献立で実施し、講習会終了後に、試食をしながら味つけ・分量・色彩・調理時間等について検討しました。これらの献立を給食に取り入れるよう、さらに工夫していきます。

- |   |              |
|---|--------------|
| 名 | ・明日葉入り混ぜご飯   |
| 立 | ・明日葉とクサヤの天ぷら |
|   | ・ムロアジの松風焼き   |
|   | ・飛び魚のしそ揚げ    |
| 献 | ・さつまいもの包み揚げ  |

教育庁八丈出張所 Ⅱ一〇七四二

## 八丈島空港「空の日」イベント

「空の日」の起源は、昭和15年に制定された「航空日」が始まりです。この年の「航空日」は9月28日に行われましたが、昭和16年には、9月20日に決定されました。

民間航空再開40周年にあたる平

成4年、より多くの方に航空に対する理解と関心を高めていただくことを目的に、「航空日」から「空の日」に改称するとともに、9月20日から30日まで「空の旬間」が設けられました。

毎年「空の旬間」に、全国各地の空港等で、管制塔などの空港施設見学や航空教室等が開催されます。

八丈島空港でも、支庁港湾課や八丈町、CAB、HATなどが主体となって実行委員会を立ち上げ、次のイベントを開催します。

普段は立ち入ることができない施設を開放しますので、是非この機会にお立ち寄りいただき、皆さんの生活と航空の関わりを身近に感じてみてはいかがでしょうか。

★開催日：9月23日(金)

★場所：八丈島空港

★主なイベント内容

- ①管制塔及び気象施設等の見学
- ②「空の日」記念撮影会
- ③消防施設や航空機の離陸見学
- ④遊覧ヘリ
- ⑤子ども紙ヒコキ大会
- ⑥ピエロの風船ショー
- ⑦空港滑走路バスツアー
- ⑧お楽しみ抽選会

港湾課空港管理事務所

Ⅱ一〇一六三

## 建築確認を受けましょう

「自分の家やアパート、店舗等を建てる」ことは、一見すると純私的な行為で、行政が口を挟む余地はなさそうですが、実際には、建築基準法(以下「法」といいます。)の定めにより、勝手に建物を建てることはできません。

法は、建物を建てる場合に、敷地、構造、設備、消防などの安全性について、事前に確認を受けることを義務付けています。(これを「建築確認」といいます。)

建築確認は、国民の生命、健康、財産などを守り、公共の福祉を増進するために、最低限守るべき条件をその建物が満たしているかどうかを事前に確認しておこうとする行為です。

皆さんの建てる家やアパート、事務所などは単に個人の財産というだけでなく、それが集まって都市を形成しています。都市全体の安全のため、最低限の基準を満たしているかどうかを建築確認で確認しているのです。

もし、この建築確認を受けずに建築に着手すると罰則の適用があるほか、法の要件を満たさない建築物については、工事の中止や是正命令、さらには建築物の除却命令が出される場合もあります。また、電気や水道の供給を保留されることもあります。ですから、建築物の新築、増築、改築、移転などを行う場合には、必ず建築確認申請を行ってください。



確認申請は、建築主(施主)の名称で行いますが、実際の手続きは、設計者が代行する場合があります。申請には、一定の手数料がかかりますので、設計料に含まれるのか、別途建築主が負担するのか、よく打ち合わせをしておいてください。

また、建売住宅を購入したり、アパートを借りたりする場合にも、売主や貸主に建築確認済証や検査済証の有無を確認したほうが良いでしょう。ただし、建築確認は、建物の性能を保証するものではありません。

なお、青ヶ島村は、都市計画区域外のため、申請要件が異なります。建築確認申請は、支庁の土木課が受付窓口となっており、都庁の建築主事におつなぎしています。建築確認に関してご質問、ご相談があれば、お気軽にお問い合わせください。

土木課管理係 Ⅱ一〇一一四